

平成 30 年 8 月 30 日からの大雨により被害を受けられました皆様へ

この度の豪雨による被害を受けられました皆様方に心からお見舞い申し上げます。
当社では、この度の被害により、災害救助法が適用された地域のお客さまからお申し出があった場合、下記の特別措置を講じてのご対応をさせていただきます。

(1) 保険料払込猶予期間の延長

お客様のお申し出により、契約更新も含めた保険料のお払込みについて、猶予する期間を一定期間、延長いたします。

(2) 保険金の請求手続きの簡素化

お客様のお申し出により、必要書類を一部省略するなど、通常の場合よりも簡便かつ迅速なお取り扱いをいたします。

*災害救助法が適用されている地域は次のとおりです。 (平成 30 年 9 月 1 日現在)

法適用日	災害救助法適用市町村
平成 30 年 8 月 31 日	【山形県】 新庄市 (しんじょうし) 最上郡 最上町 (もがみぐん もがみまち) 最上郡 舟形町 (もがみぐん ふながたまち) 最上郡 真室川町 (もがみぐん まむろがわまち) 最上郡 大蔵村 (もがみぐん おおくらむら) 最上郡 鮭川村 (もがみぐん さけがわむら) 最上郡 戸沢村 (もがみぐん とざわむら)

以上